

第17回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和3年10月27日（水） 午後4時01分

於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和3年10月27日(水) 午後4時01分
2. 閉会時間 令和3年10月27日(水) 午後5時11分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 18名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 1名

番号	氏 名
6	片山 定幸

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 4名

地 区	氏 名	地 区	氏 名	地 区	氏 名
安中	大場 文彦	東空閑	本多 正典	高野	吉田 純弘
久原	本田 敏博				

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 報告第3号 新規就農者について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 第3号議案 非農地証明願について
 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について

- 第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について
- 第6号議案 土地改良事業に参加する資格について

午後4時01分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。

ただ今より、第17回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、6番 片山 定幸 委員は所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、4番 佐藤 幸平 委員、5番 西森 博昭 委員 を指名します。

議長（会長）

はじめに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおり、2件 23筆 13,706.91平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページから4ページに記載のとおりで、7件 14筆 22,951平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者について報告します。

議案集は5ページ、届出者は記載のとおりで、のちほど、上程する農地法第3条による農地を取得し、農業に従事する予定です。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

議長（会長）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ 1番に記載のとおりで、畑 1筆 269平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、25,941.24平方メートルで、農機具はトラクター 2台、耕運機 1台、草刈り機 3台、動噴 1台、管理機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で6年の農作業暦があります。

妻と、妻の両親の4人で農業を営んでおり、申請地も含め、大根・人参・ブロッコリー・深葱・馬鈴薯・キャベツを作付し通作距離は自宅から車で10分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について、説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ 2番に記載のとおりで、畑 2筆 2, 594平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、58, 916平方メートルで、農機具はトラクター 2台、耕運機 1台、管理機 2台、動噴 2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、譲受人及び譲渡人は市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

譲受人は、農家で18年の農作業歴があります。

妻と両親の4人で同一経営体として農業を営んでおり、申請地も含め、イチゴ、ブロッコリー、蜜柑を作付し、通作距離は車で20分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番は許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について、説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、畑 1筆 1, 796平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、12, 474. 48平方メートルで、農機具はトラクター 2台、耕運機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。

姉と2人で農業を営んでおり、申請地も含め、西瓜、人参、ほうれん草を作付し、通作距離は自宅から車で3分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番は許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について、説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、4番に記載のとおりで、畑 1筆 868平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、71, 539. 72平方メートルで、農機具はトラクター 2台、管理機 2台、草刈り機 4台、動噴 1台、育成鶏5千羽を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は、農家で56年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、申請地も含め、水稻、馬鈴薯、生姜、ブロッコリー、白菜、レタスを作付けし、通作距離は自宅から徒歩2分となっており、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番は許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番から7番は関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番から7番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、5番、及び7ページ6番、7番に記載のとおりで、
合計 畑 7筆 4, 473平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、4, 473平方メートルで、農機具は、耕運機 1台、軽トラック 2台、ユンボ 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番から7番について報告します。

譲受人は、新規就農者で自営を起業する前は実家の養鶏業に従事し、また自営を行いながら、妻の実家の農業に従事するなど20年の農作業暦があります。

妻の父である……氏や……氏の営農指導のもと玉葱、茄子を作付し、経営している……や農産物直売所へ出荷予定です。

また、通作距離は……へ車で15分、……までは徒歩5分となっており、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の5から7番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、まず、第1号議案の5番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の5番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の6番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の6

番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の7番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長(会長)

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の7番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで、申請地 510.25平方メートルを譲り受け、従業員用駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地 区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は山林、東側は宅地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、2番に記載のとおりで、申請地 253平方メートルを譲り受け、駐車場および隣接する宅地と共に住宅用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は水路、南側は農地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案、非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集9ページ、1番に記載のとおりで、昭和44年月日不詳から、隣接する宅地と共に一体的に利用されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は鉄道用地、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、宅地と一体的に利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。
次に、第3号議案、非農地証明願いの2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集9ページ、2番に記載のとおりで、昭和40年月日不詳から、竹が生い茂り、山林化しています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
……委員

（……委員）

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……町の一角にあり、北側は水路、東側は農地、南側は非農地証明申請地、西側は山林となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。
次に、第3号議案、非農地証明願いの3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集9ページ、3番に記載のとおりで、昭和40年月日不詳から、竹が生い茂り、山林化しています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第3号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は非農地証明申請地、東側は農地、南側及び西側は山林となっております。
現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。
本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員

の退場を求めます。

(……委員 退場)

議長 (会長)

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集10ページから13ページに記載のとおりで、

耕作権の新規設定 13件 49筆 48,994.91平方メートル

耕作権の再設定 2件 4筆 6,383平方メートル

合 計 15件 53筆 55,377.91平方メートルです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 (会長)

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定いたします。

……委員の入場を求めます。

(……委員 入場)

議長（会長）

第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員の退場を求めます。

（……委員 退場）

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。

議案集の14ページから15ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、47筆、46, 291.91平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、8名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「はい」という発声）

議長（会長）

……委員

（……委員）

受け手は長崎市在住ですよね。通作距離20キロ以内ではない。地域での集積と相反するのではないのか。集積は周辺の人にするべきではないのか。

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

受け手は青果業を行っており、農地近くに倉庫を持っており、貸し手と一緒に農作業をすると言われている。

議長（会長）

……委員

（……委員）

農地中間管理機構の貸借規約には、集積距離20キロ以内との規程はないのか。

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

賃貸借は所有者に任されており、受け手に問題がなければ貸すことになる。

議長（会長）

……委員

（……委員）

農地中間管理機構の貸借規約を説明してもらわないと了承できない。

議長（会長）

しばらく休憩いたします。

議長（会長）

再開いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

受け手は長崎市からの耕作で、「通作距離があり過ぎる」、「集積に問題がある」との質疑であったかと思いますが。農地中間管理機構は貸出す機関であります。農林課は「受け手は朝早く長崎市を出発して、日中は耕作をする」、「耕作をしっかりする」と確認をしています。また、機構の事務局である長崎県農業振興公社と協議して、耕作に問題なしと判断しています。農林課と機構は担い手への集積を配慮するが、耕作に問題なしと判断して計画に計上しているとのことです。

議長（会長）

皆さん、よろしいですか。

（「了解」という発声）

議長（会長）

ほかにご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第5号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。……委員の入場を求めます。

（……委員 入場）

議長（会長）

第6号議案、土地改良事業に参加する資格について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員、……委員の退場を求めます。

（……委員、……委員 退場）

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、土地改良事業に参加する資格について説明します。

県営水利施設等保全高度化事業（中原・寺中地区）に伴い、土地改良法第3条第1項の規定に基づく、農業委員会の証明についての申請です。

土地改良事業に参加できる資格者は、土地改良法第3条第1項第1号及び第2号に規定されており、その土地の所有者又は所有権以外の権原（賃借権、使用貸借権等）で耕作を行っている者となっています。

資料は 別添③をご覧ください。

対象者は119名、446筆、面積約29haです。

今回、農業委員会が証明を行った3条資格者に、事業への参加同意をとられ、整備事業が行われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

なお、別添③は回収しますので、席に置いてお帰りください。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案は、証明書を発行することによろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第6号議案 土地改良事業に参加する資格については、証明書を発行することに決定します。

……委員、……委員の入場を求めます。

（……委員、……委員 入場）

議長（会長）

以上で、第17回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第17回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時11分閉会